1 意見募集の概要

- (1)募集期間 平成 29 年 12 月 21 日(木)~ 平成 30 年 1月 19 日(金)
- (2)公表資料の閲覧方法
- ・奈良県消費・生活安全課ホームページに掲載
- ・県政情報センター、県民お役立ち情報コーナー(県立図書情報館、奈良県産業会館、橿原総合庁舎、吉野町中央公民館)、県保健所に閲覧用冊子を配置
- (3)意見等の提出方法 郵送、FAX、メールフォーム

2 意見の提出状況

意見提出者及び総意見提出件数

- ·意 見 提 出 者 3名
- ・総意見提出件数 11件

3 意見に対する県の考え方

No.	項 目	提出された意見	県の考え方
1	第1 監視指導等の実施に関する	奈良県庁内関係部局との連携体制及び食品等実施計画、その他啓発に関わる全般的なことについ	<意見No.1に対して>
	基本的な事項	τ	食育推進計画の実施部署は、奈良県食品安
	5 連携の確保	現在、パブリックコメント募集中の第3期奈良県食育推進計画(案)には、奈良県食品衛生監視指導計	全・安心推進本部幹事会構成員であり、以前
	(2) 奈良県庁内関係部局との連	画との連動が挙げられています。その位置づけが本計画にも必要かと思います。食育推進計画(案)	より連携確保・情報共有を行っております。食
	携体制	には、立ち入り検査の方の回数になりますが、本計画の領域である食の安全に関するリスクコミュニ	品衛生監視指導計画は年度計画として毎年度
	計画案:4ページ	ケーションの内容もまさしく食育の基本的要素と考えます。	定めるものとなりますが、将来展望を見据えて
		食育推進計画(案)には、立ち入り検査計画の回数が中期的な目標含め出ています。本計画は、単年	策定していますので、方向性は一致しておりま
	別表1 平成30年度年間標準監視	度計画となりますが、その方向性は一致していると考えられますでしょうか。	す。
	指導回数	また、本計画全般に関わる項目が、食育推進計画の章に掲げられたことは、非常によろこばしく、本	
	計画案:15ページ	計画にもその役割を追記してはと考えるところです。	
		(理由)	
		第3期奈良県食育推進計画(案)(意見募集期間:平成29年12月27日(水)~平成30年1月23日(火))	
2	第2 監視指導の実施に関する事	ノロウイルスによる食中毒予防対策について	<意見No.2~4に対して>
	項	ノロウイルスを原因とする食中毒が、奈良県をはじめ全国で冬場を中心に多発しており、事件数に対	ウイルス性食中毒、細菌性食中毒、アニサキ
	1 重点的に監視指導を実施すべ	し、多くの患者数が発生しています。食品等事業者及び県民に対し啓発・指導の強化を要望します。	ス等の寄生虫による食中毒は当計画において
	き項目	(理由)	も、重点的に監視指導を実施すべき項目に挙
	(1)食中毒発生防止対策に関する	平成29年に和歌山県の給食センターで発生したノロウイルスによる集団食中毒事例のように、大量調	げており、引き続き、事業者に対して監視指導

	事項	理施設でおきた場合は対象者の拡大が懸念されます。食中毒の予防にむけ、食品等事業者及び県	及び啓発・情報提供を行います。
	計画案:6ページ	民に対し啓発・指導の強化を要望します。	また、県民の皆様に対しても、ホームページ等
3	第2 監視指導の実施に関する事	大腸菌群による重篤な食中毒事例については、キュウリのゆかり和えによるものも複数発生している	の内容を充実させ、引き続き啓発します。
	項	とのこと。生食をする野菜においての事例については、まだまだ警戒心も薄いように思います。大腸菌	
	1 重点的に監視指導を実施すべ	群に限りませんが、食中毒の事例紹介、予防策を事業所にも一般消費者にも広く願いたいところです	
	き項目	0	
	(1)食中毒発生防止対策に関する	(理由)	
	事項	国立感染研究所HP	
	計画案:6ページ	https://www.niid.go.jp/niid/ja/iasr-sp/2407-related-articles/related-articles-447/7267-447r03.html	
4	第2 監視指導の実施に関する事	県内での飲食店による従来の食中毒予防の啓発と共に、これから販売量が伸びていくと思われる総	
	項	- 菜販売店や総菜製造施設などにおける食中毒対策についても、一層強化されるよう要望いたします。	
	1 重点的に監視指導を実施すべ	(理由)	
	き項目	- 様々な対策がとられているにも関わらず、県内の飲食店でのカンピロバクターによる食中毒やノロウイ	
	(1)食中毒発生防止対策に関する	 ルスによる集団食中毒、アニサキスによる食中毒が発生しています。また、県内での飲食店による食	
	事項	 中毒で、県域を超える事例も発生しました。昨年8月には、群馬県・埼玉県で、惣菜店で販売された総	
	計画案:6ページ	 菜を食べた客から腸管出血性大腸菌O157が相次いで検出され、死亡事故が発生しました。前橋市の	
		 ホームページによると、トングが汚染されていた可能性を示すだけで、特定できず、広域化する食中毒	
		 事故に対する県を超えた連携強化をはかる必要性が増しているようです。群馬県、埼玉県、前橋市な	
		 どでは、前橋市で発生した惣菜店におけるO157食中毒の事例に鑑み、その再発防止対策として、惣	
		 菜等を露出陳列して販売する場合の衛生管理のポイントをまとめ、「そうざい販売店(露出陳列)の衛	
		 生管理指針」を策定しています。	
5	第2 監視指導の実施に関する事	平成27年4月に施行された食品表示法について、県民への学習と周知について要望します。	<意見No.5に対して>
	項	(理由)	食品表示法については、当課が所掌しており
	1 重点的に監視指導を実施すべ	 平成27年4月に施行された食品表示法の新基準については、県民の認知度はまだまだ低いと感じて	ますが、必要に応じて関係部局との連携に努
	き項目	 います。 県民を対象とした講習会の実施など、県や関係法令所管部局と連携し、事業者と県民への理	め、情報提供に努めます。
	(2)適正な食品表示の監視指導	 解が進むよう周知・啓発の充実を要望します。	
	計画案:7ページ		
6	第2 監視指導の実施に関する事	「ならハサップ」導入する事業者をさらに増やしていただきたい。	<意見No.6に対して>
Ü	項	(理由)	│ │奈良県HACCP自主衛生管理認証制度(通称:
	1 重点的に監視指導を実施すべ	「ならハサップ」を導入する事業者が県内で増えることは食の安全を確保するためにも、今後の国のH	ならハサップ)の認証取得を希望するか否かは
	き項目	ACCPの義務化対応のためにも重要だと思います。意見No.4の「そうざい販売店(露出陳列)の衛生	
	I	管理指針」においても罰則規定はないものの、HACCPによる衛生管理の考え方に立脚し、微生物学	事業者に認証の取得に取り組んでいただける
	の普及促進	的危害の分析に基づく衛生管理の指針として、まとめたものであるといいます。 是非、そのことを根拠	よう、引き続き啓発に努めます。
	計画案:7ページ	に事業者への啓発を強化していただきたいと思います。	

7	第3 食中毒等健康危害発生時の	健康食品について	<意見No.7~9に対して>
,	対応に関する事項	歴	当県において、いわゆる健康食品との因果関
	計画案:11ページ	ついて要望します。	係が立証された健康被害事例は発生しており
		プロ・ビタエンステ。	ませんが、安全性確保の必要性については認
		\	識しており、監視指導の際に、健康食品を製造
			している事業者に対して、製品等の製造管理
		古の事情などにより、健康版合に陥りているものがあり、心合性のある製品の F を	に関して指導を行い、健康被害の申出受付状
		健康食品が原因となる健康被害は、初期段階で因果関係を特定することが難しく、重篤な症状が現れ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		るまで探知されない場合があります。さらに、科学的視点からみて不確かな情報の氾濫と、適切な情	また、食に対する不安を解消するため、食の安
		報が不足しており効果や機能が表示できないにもかかわらず、誤認するような広告されているものも	全・安心に関する総合窓口として各保健所に「
		数多く、問題となっています。県民が健康食品について、正しく理解するために、危害事例などに対す	全 文心に関する を記している
		数タス、同題によりているす。宋氏が健康及品について、正して生所するために、他日事的などに対す	ます。
8	第3 食巾書等健康危害発生時の	いわゆる健康食品による健康被害	^{~ y 。} また、食品衛生に関する動向や県民の皆様の
O	対応に関する事項	v */) v る 陸原 艮 田 に み る 陸原 板 音 ドラッグストアに 限らず、ネット通販など、いわゆる健康 食品の 案内、利用はずいぶん広がっています	ニーズを勘案し、適時適切な情報発信に努め
	計画案:11ページ		ます。
		。健康、被害が発生した際の原因調査も計画にあり、というだめ、ことはありかたというとすが、とりいった事例は県ではこれまで掌握されているでしょうか。また、いわゆる健康食品をどう選択するのか	6.90
		は消費者も迷うところではないでしょうか。事故を未然に防ぐため、不要なものは利用しなくてよいよう	
		は消費者も述りとこうではないでしょうが。事故を不然に励くため、小姿なものは利用しなくてよいように、啓発や問い合わせ窓口なども必要かと考えています。またリスクコミュニケーションの内容にあげ	
		に、日光に向いられてに応じなるがと考えているす。よたフハンコミューケーンコンの内容にあげ	
9	第3 食巾書等健康危害発生時の	県民を対象にしたいわゆる健康食品の危害事例の紹介や講習会などの啓発活動の強化を要望しま	
3	対応に関する事項	す。	
	計画案:11ページ	^{9 。} (理由)	
		^ ´= ''	
		性に委ねられているのが現状です。しかし、いわゆる健康食品は、最近では過剰摂取や間違った使用	
		方法によって健康被害に結びつく事例が出ています。厚生労働省では、その他の課題も含めて食品	
		衛生法改正案の大幅な改正が、1月22日召集される通常国会に提出され、2019年度から順次施行を	
		目指すと報道されています。奈良県ではすでに「いわゆる健康食品による健康被害発生時にも原因究	
		日まずとればともでもよう。水及水ではすでは、からからに水及品によるに水水とした。 明を行い、厚生労働省に調査結果を報告すること を掲げておられることを大変評価いたします。厚生	
		労働省への報告だけでなく、平成27年度も講演会を開催されていますが、食育や健康増進活動をす	
		すめる他課とも連携し、県民への啓発を継続していただくことが重要です。	
10	 第4 食品等事業者に対する白主	HACCP手法及び奈良県HACCP自主衛生管理認証制度(通称:ならハサップ)の推進について	<意見No.10に対して>
	的な衛生管理の実施に関する事		HACCPの制度化については、今後の国の動
	項	取り組まれるように、事業者への助言・支援をいただき、食品企業への普及啓発の充実と県民への理	向を注視し、事業者がスムーズに取り組めるよ
	^^ 計画案:12ページ	解が進むよう周知・啓発の充実を要望します。	う情報提供に努めます。また、奈良県HACCP
		MA C 00 1/2/14 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1	> 111 1MJK IX 1 - 23 0 20 7 0 00 7 - 1 3K JK 11 1001

(理由) 自主衛生管理認証制度(通称:ならハサップ) |奈良県において、平成27年7月に奈良県HACCP自主衛生管理認証制度(通称:ならハサップ)が施行 ||を含めHACCPについては、機会をとらえホー |され、平成28年には、5施設が初認証されました。今後、ならハサップ認証取得が進むものと考えられ | ムページや県広報誌に掲載し、HACCPについ ますが、これから更に、多くの食品企業で、HACCP手法の取り組みが進むよう、広報紙等でならハサ | ての理解が深まるよう周知・啓発に努めます。 ップ認証企業の紹介をしていただく等、積極的に広報いただき、食品企業への普及啓発の充実と県民 への理解が進むよう周知・啓発の充実を要望します。また、厚生労働省において、食品衛生管理の国 際基準であるHACCPの制度化について検討をすすめられています。平成30年を目標に関係法令改 |正案の国会提出が行われ、HACCPによる衛生管理が、小規模な事業者を含む全ての食品等事業者 へ義務化される予定です。導入にあたっては、十分な準備期間を経て義務化が図られると思いますが 、小規模な事業者も含めHACCPの考え方を用いた衛生管理がスムーズに取り組まれるように、事業 者への助言・支援をいただき、食品企業への普及啓発の充実と県民への理解が進むよう周知・啓発 の充実を要望します。 第5 情報提供及び意見交換(リ |食品の安全に関するリスクコミュニケーションの強化を要望します。 <意見No.11に対して> スクコミュニケーション)の実施に (理由) 食品衛生に関する動向や県民の皆様の二一 関する事項 |食品の安全について、県民が正しく理解し商品を選択することが望まれます。一例として、今後トラン| |ズを勘案し、適時適切な情報発信に努めます 計画案:13ページ ス脂肪酸の表示を行う食品の動きが見られますが、「とにかくトランス脂肪酸を食品から排除すればよ |い」ということではなく、飽和脂肪酸も合わせた摂取量や脂肪酸の摂取バランスについて理解する必 要があります。 今年度も、食品の安全・安心に関するテーマ(食情報のウソとホントを見抜く方法)でシンポジウムや 意見交換会を計画されていることは評価致します。 |県民が、正しいリスク評価に基づく選択ができるよう食品の安全に関するリスクコミュニケーションの更 なる強化を要望します。

4 結果公表

公表期間 平成30年 月 日()~ 平成30年 月 日()

5 問い合わせ先

奈良県くらし創造部消費・生活安全課食品安全推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30 電話: 0742-27-8681 FAX: 0742-22-0300